川越地区消防組合週休２日制適用工事要領（土木工事）

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本組合発注の土木工事において「週休２日制適用工事」（以下「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「適用工事」とは、「週休２日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）」及び「週休２日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）」の総称をいう。

２　この要領において「土木工事」とは、土木工事標準積算基準書（埼玉県）、水道施設整備費に係る歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。

３　この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式をいう。

⑴　週休２日

ア　完全週休２日（土日）

対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

イ　月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成して

いるものとみなす。

ウ　通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所率が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

⑵　対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、完全週休２日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

⑶　現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑷　現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、原則として現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

⑸　現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

⑹　現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

⑺　現場閉所率

現場閉所率 ＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

4　この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

⑴　週休２日

ア　完全週休２日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（２日／７日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ　月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても２８．５％に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。

ウ　通期の週休２日

対象期間において、対象者の休日率が２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

⑵　休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

⑶　対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

⑷　対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期

間に限定すること。やむを得ず交替制による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

⑸　休日率

休日率 ＝ 対象者の休日数の割合の合計 ÷ 対象者数

（対象とする適用工事）

第３条　適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事のほか、適用工事（現場閉所型）及び適用工事（交替制）のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。

⑴　緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

⑵　対象期間が１週間未満の工事

（発注方式）

第４条　適用工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、適用工事（交替制）とすることができる。

２　適用工事（交替制）として発注した場合において、受注者が適用工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、適用工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

（工期の設定）

第５条　発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休２日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、１４日を上乗せするものとする。

２　契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

⑴　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。

⑵　著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。

⑶　工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。

⑷　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたと

き。

⑸　その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

（経費の補正）

第６条　適用工事（現場閉所型）は、完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休２日に変更するものとし、月単位の週休２日に満たない場合は、通期の週休２日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制（※１）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※１　年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第３２条の４）・・・・

労使協定を締結することにより、１箇月を超える１年以内の一定の期間を平均し１週間の労働時間が４０時間以下の範囲内において、１日及び１週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「適用工事（現場閉所型)」の補正係数

経　費	完全週休２日（土日）	月単位の週休２日
労　務　費	１．０２	１．０２
共通仮設費率	１．０２	１．０１

現場管理費率	１．０３	１．０２

※２　市場単価方式および土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

２　適用工事（交替制）は、完全週休２日を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休２日の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休２日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休２日に変更するものとし、月単位の週休２日に満たない場合は、通期の週休２日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制（※１）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

「適用工事（交替制)」の補正係数

経　費	完全週休２日	月単位の週休２日
労　務　費	１．０２	１．０２
現場管理費率	１．０３	１．０２

※３　市場単価方式および土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

（実施方法）

第７条　発注者は、適用工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。

２　受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

3　受注者は、適用工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

＜記載例＞

週休2日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

工事名　○○○○工事
発注者　川越地区消防組合
受注者　○○○建設㈱

4　対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

⑴　適用工事（現場閉所型）

ア　受注者は、現場閉所を行う場合は、事前に現場閉所を行う旨を発注者に報告する。ただし、以下に該当する場合は、報告不要とする。

（ア）施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

（イ）週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合

（ウ）官公庁の休日の場合

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所を行う場合については、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、発注者に報告するものとする。

イ　発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越地区消防組合ワンデーレスポンス実施要領（令和４年７月１日施行）に基づく円滑な実施に努める。

ウ　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

⑵　適用工事（交替制）

ア　受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式第２号)」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受ける。

イ　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

５　現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

⑴　受注者は、工事完成予定日の２１日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第１号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第２号）」及び「休日確保実績報告書（様式第３号）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の２１日前よりも以前の提出期日を定めることができる。

⑵　受注者は、工事完成予定日の２１日前までに現場が完成していない場合は、⑴に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所率又は休日率については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所率又は休日率について発注者の確認を受ける。

⑶　発注者は、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。

（工事成績評定）

第８条　工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第９条　その他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

附　則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年２月１日から施行する。

別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」である旨の明示」

＜入札公告＞

1　入札対象工事 ⑸その他 本工事は「週休２日制適用工事（※）」の対象工事である。

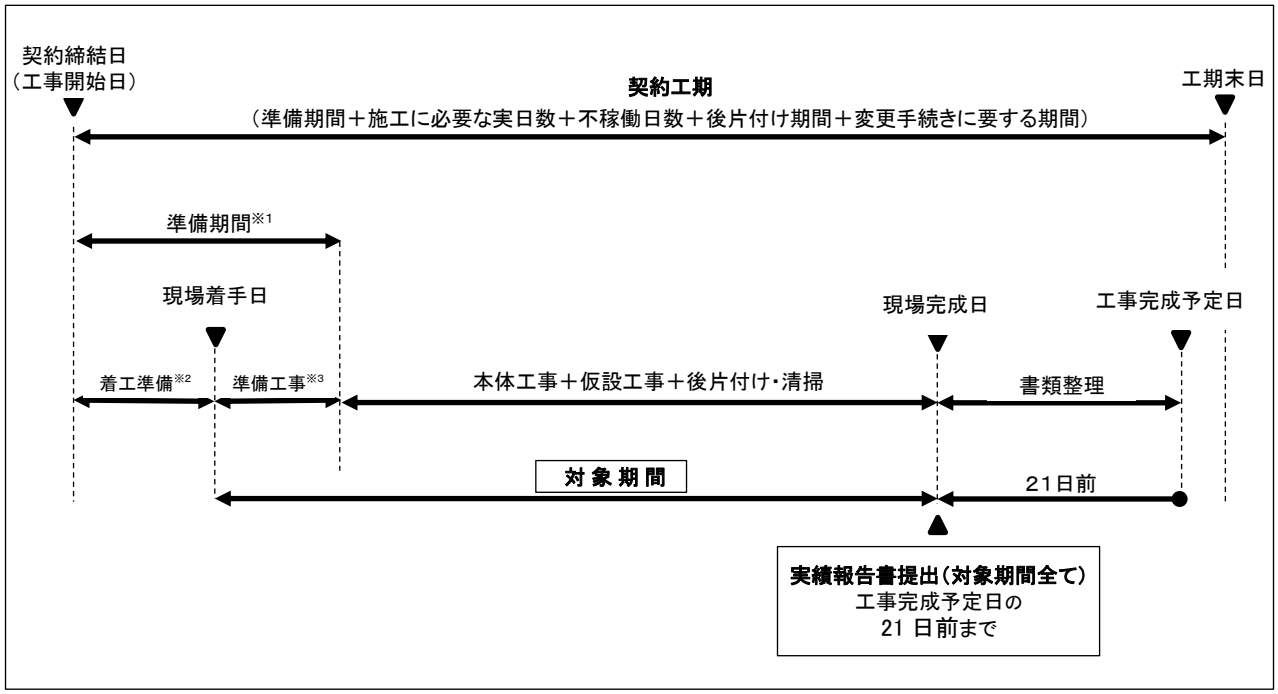
＜特記仕様書＞

・週休２日制適用工事 本工事は「週休２日制適用工事（※）」の対象工事である。実施は、川越地区消防組合週休２日制適用工事要領（土木工事）（令和○○年○○月○○日施行）によるものとする。要領は、川越地区消防組合ホームページで確認のこと。 川越地区消防組合ホームページ https://www.119kawagoechiku.jp

※　発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入

（参考資料）実績報告書の提出について

＜21日前までに現場施工が**完了する場合**＞



※1 準備期間 … 労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間
※2 着工準備 … 労務、資機材の調達
※3 準備工事 … 準備期間内の調査、測量、現場事務所の設置、仮設工事前の現地での準備作業等

＜21日前までに現場施工が**完了しない場合**＞

